

第4次 吹田市 地域福祉計画

概要版

2022年3月 吹田市

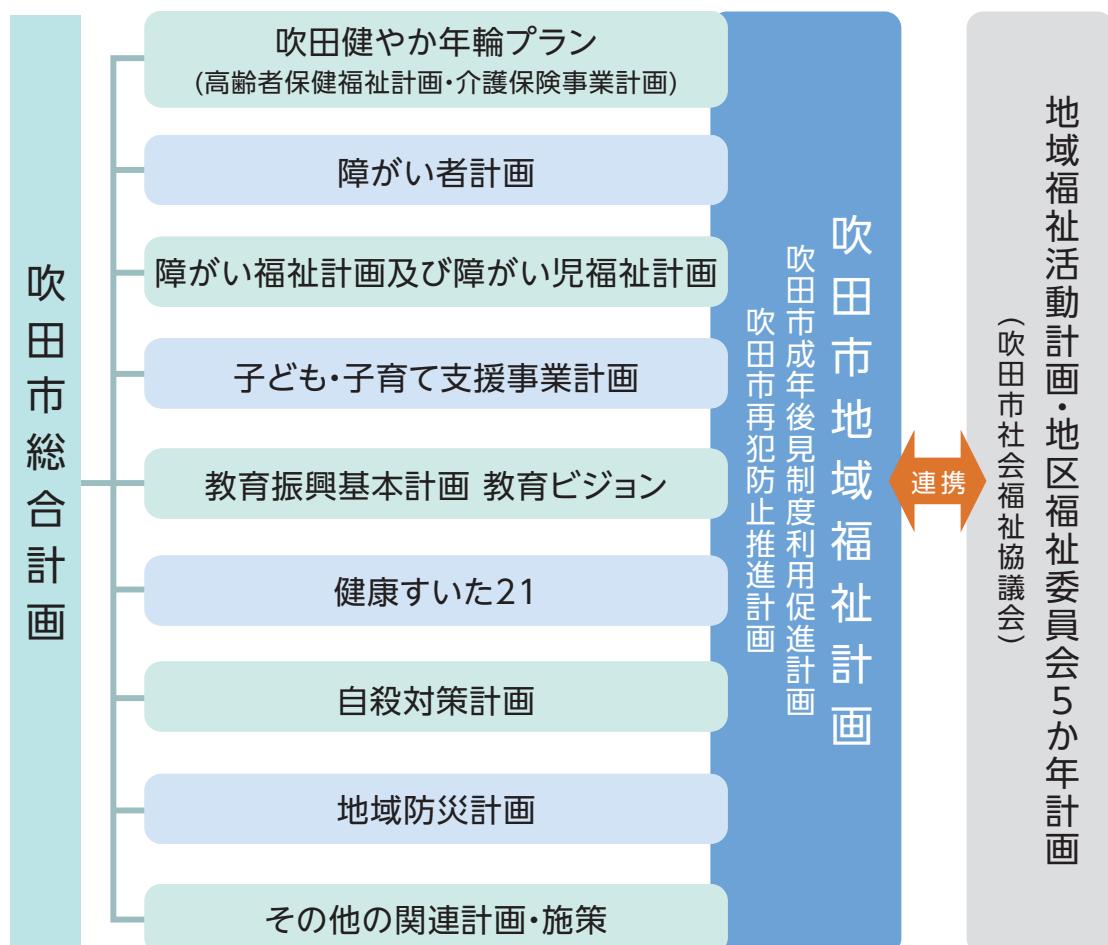
地域福祉とは、全ての人が尊厳を持って自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

地域福祉計画とは、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法第107条に規定されている行政計画であり、住民参加のもとに策定されるものです。

計画の位置づけなど

- 本計画は、吹田市第4次総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者(児)、児童、子育て、青少年の健全育成、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。
- 本計画と連携・協力する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざし、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。「地区福祉委員会5か年計画」は地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。
- 本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(成年後見制度利用促進計画)」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

■本市の他計画との関係



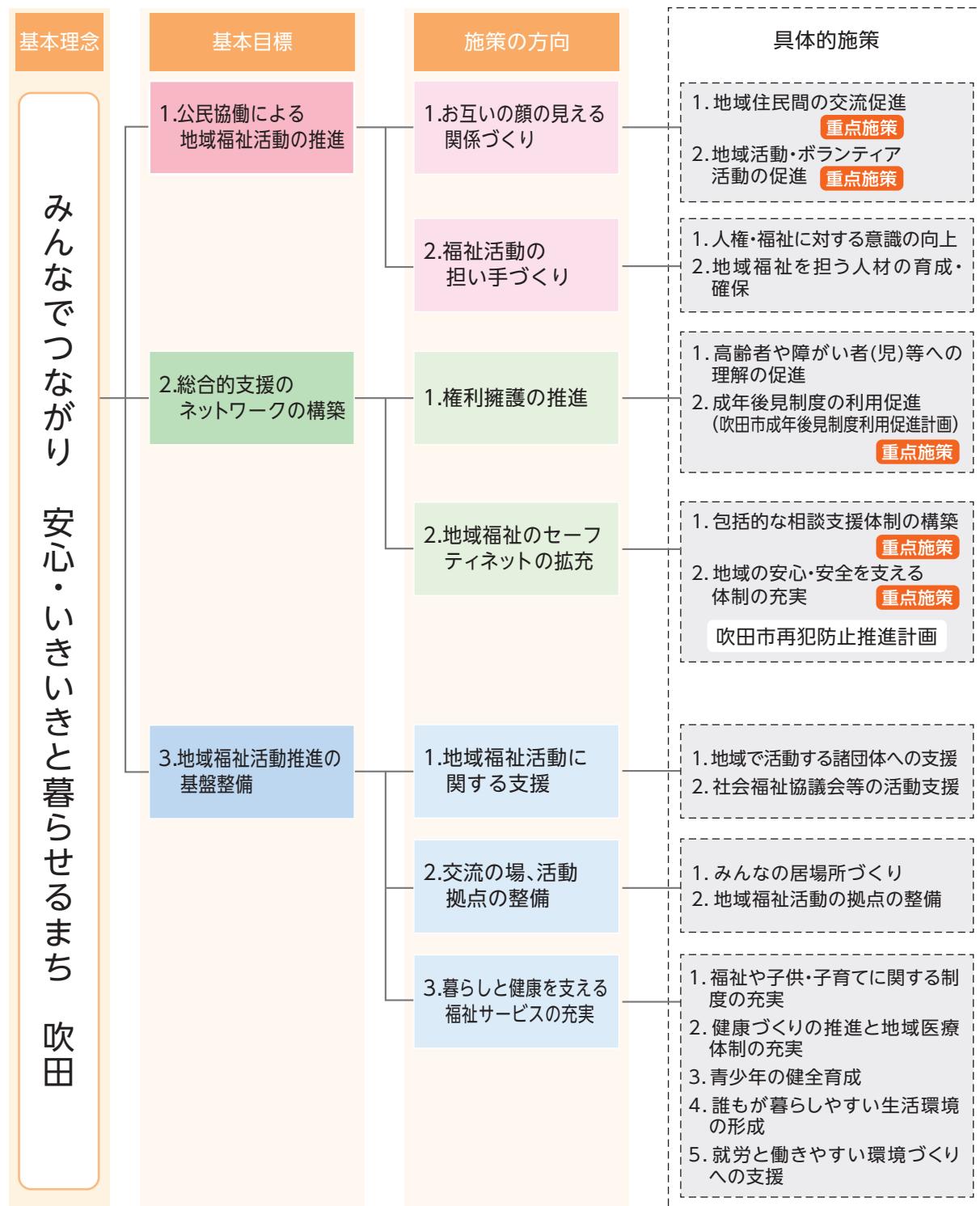
計画期間

- 本計画の期間は、2022年度から2026年度までの5年間です。
- 進行管理と必要に応じた見直しを行います。

施策の展開

- 「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを推進します。
- 基本理念を地域福祉推進にあたっての根本的な考え方方に置き、国が示す「地域共生社会」の実現をめざします。
- 本計画では3つの基本目標を掲げ、今後5か年において重点的に推進する施策を位置づけ、地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

■計画の施策体系



基本目標Ⅰ 公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向Ⅰ

お互いの顔の見える関係づくり

1 地域住民間の交流促進

重点施策

取組の方向性

- 自治会活動、ふれあい昼食会、子育てサロンや地区市民体育祭等の地域住民間の交流活動を行う各種団体との連携を深め、活動や行事に係る市民への周知・啓発などの情報発信に努めます。
- 障がい者(児)や子育て中の人でも参加しやすい配慮や仕組みを整えるなど、地域の誰もが参加しやすい活動・行事となるような環境づくりに努めます。
- これら地域団体と福祉施設などの多様な主体の交流機会の確保について検討を進めるなど、地域住民間の交流促進に向けた取組を推進します。

関連する主な事業

- コミュニティ活動支援事業
 - 市民公益活動事業
 - 地域福祉活動推進事業
 - 介護予防事業
 - 高齢者生きがい活動センター管理事業
 - 生涯スポーツ促進事業
- など

2 地域活動・ボランティア活動の促進

重点施策

取組の方向性

- 地域活動やボランティア活動に関する情報を幅広い層の市民に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会のさらなる充実を図ります。
- こうした活動に取り組む団体などに対して、引き続き、活動費に対する補助金の交付やコミュニティビジネスに関する情報提供を行います。
- 社会福祉協議会や市民公益活動センターなどと連携し、活動団体の立ち上げや地域活動への参加に関する情報提供・支援を行うとともに、交流の場や機会の提供等を通じて、活動団体、事業者同士の連携を促進するなど、活動の促進に向けた支援を進めます。

関連する主な事業

- コミュニティ活動支援事業
 - 市民公益活動事業
 - 地域福祉活動推進事業
 - 介護予防事業
 - 包括的支援・社会保障充実事業
 - 生涯スポーツ促進事業
- など

施策の方向Ⅱ

福祉活動の担い手づくり

1 人権・福祉に対する意識の向上

取組の方向性

- 誰もがお互いを理解し、尊重し合えるよう、人権や福祉に関して気軽に学習できる場を提供したり、地域に密着した啓発活動を行う等、人権・福祉に対する意識の向上に向けた取組を進めます。

関連する主な事業

- 地域福祉施策推進事業
 - 生涯学習事業
 - 人権啓発事業
- など

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

取組の方向性

- 福祉活動に参加していない人が、地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう、活動のすばらしさを伝えられるような周知に努めていきます。

関連する主な事業

- 包括的支援・社会保障充実事業
 - 図書館主催事業
 - 青少年指導事業
- など



基本目標 2 総合的支援のネットワークの構築

施策の方向 1

権利擁護の推進

1 高齢者や障がい者(児)等への理解の促進

取組の方向性

- 医療や介護が必要となっても、障がいがあってもなくても、地域の一員として暮らしていくよう、認知症や障がいなどへの理解を促進する取組を進めます。

関連する主な事業

- 認知症サポーター養成事業
- 障害者基幹相談支援センター事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者生活支援事業 など

2 成年後見制度の利用促進 ~吹田市成年後見制度利用促進計画~

取組の方向性

- 本項目を「吹田市成年後見制度利用促進計画」に位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等、成年後見制度の利用促進に必要な機能について検討を進めます。

重点施策

関連する主な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者生活支援事業
- 地域福祉活動推進事業 など

施策の方向 2

地域福祉のセーフティネットの拡充

1 包括的な相談支援体制の構築 重点施策

取組の方向性

- コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者、様々な福祉施設や社会福祉協議会など相談支援機関の役割について、多様な媒体や地域活動の場を活用して分かりやすい広報に努めるとともに、多様な相談支援機関との連携や機能の充実を図り、誰もが気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- 地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)については、地域ごとの課題の把握・分析や地域活動のコーディネートに関する取組を促進させるなど、地域づくりのプランナーとしての機能強化を図ります。
- 庁内における連携体制を強化するとともに、社会福祉協議会を中心に多様な関係機関が集い、分野横断的に課題解決に向けた検討を行う会議体を設置し、分野をまたぐ課題や制度の狭間にある課題に適切に対応できる体制づくりを進めるなど、多機関の連携・協働のもと、地域全体で支え合える力を強化し、様々な課題に対応しながら適切な支援につながることができる包括的な相談支援体制の構築を進めます。

関連する主な事業

- DV防止対策事業
- 家庭児童相談事業
- 地域福祉活動推進事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 包括的支援事業
- 障害者基幹相談支援センター事業
- 青少年活動サポートプラザ相談事業 など

2 地域の安心・安全を支える体制の充実 重点施策

取組の方向性

- 地域との連携をさらに深めながら、災害への事前の備えや助け合いに関する周知・啓発、情報伝達体制の強化に向けた取組を進めます。
- 全ての地域において自主防災組織が結成され、災害時要援護者支援に係る協定が締結できるよう、地域住民の災害に対する意識の向上や地域防災リーダーの育成などの取組を進めます。防犯対策については、引き続き、地域での見守り活動を行う団体への支援を行うとともに、警察や防犯協議会などと連携しながら、安心安全の都市（まち）づくりを推進します。

関連する主な事業

- 防災対策事業
 - 地域防犯推進事業
 - 地域福祉活動推進事業
- など

～吹田市再犯防止推進計画の取組の方向性～

- 社会を明るくする運動を通じて再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 保護司など更生保護関係者の活動支援の充実を図ります。
- 住居や就労、保健医療や福祉などの関係機関との連携を促進します。

基本目標 3 地域福祉活動推進の基盤整備

施策の方向 I

地域福祉活動に関する支援

1 地域で活動する諸団体への支援

取組の方向性

- 民生委員・児童委員や地区福祉委員、保護司など、身近な相談支援者の役割や活動内容をわかりやすく周知するとともに「やりがい」をPRするなど、それぞれの団体が地域でより活動しやすい環境づくりに努めます。
- 財政的支援のほか、複雑な課題に対応するための独自研修の実施、団体同士の交流促進など、行政として必要な支援を行います。

関連する主な事業

- 地域福祉活動推進事業
 - こどもプラザ事業
 - シルバーワークプラザ管理事業
 - 高齢者生きがい対策事業
 - 障害者社会参加促進事業
 - 商店街等支援事業
- など

2 社会福祉協議会等の活動支援

取組の方向性

- 各種の媒体やイベントの活用等により、吹田市社会福祉協議会の役割や地域福祉活動に関する市民への周知・啓発の取組を推進します。
- 会議等の様々な機会を通じて市職員とコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が情報交換を行い、互いの役割や業務に対する理解を深めながら、地域団体や行政との連携強化に向けた仕組みづくりを進めていきます。

関連する主な事業

- 地域福祉活動推進事業
 - 高齢者生きがい対策事業
- など

施策の方向 2

交流の場、活動拠点の整備

I みんなの居場所づくり

取組の方向性

- 誰もが気軽に立ち寄れる「まちの縁側」や子供支援の一環である「子供食堂」などの好事例を広く紹介するなど、地域住民が主体となって、これらの『居場所づくり』に取り組むことができるよう支援します。
- 様々な世代の市民が気軽に利用することで世代間交流の場となる「ふれあい交流サロン」、子供が安心・安全に過ごせる場や体験活動の機会となる「太陽の広場・地域の学校」などの取組についても、引き続き、地域の協力を得ながら着実に進めていきます。

関連する主な事業

- ふれあい交流サロン補助事業
 - こどもプラザ事業
- など

2 地域福祉活動の拠点の整備

取組の方向性

- 公共施設においては、改修や建替え等の機会を捉えて、必要とされる機能と場所の確保を検討し、より利用しやすい環境づくりに努めます。
- 条例により一定規模以上の共同住宅開発時には集会施設の設置を義務付けるなど、地域活動の場が適正に整備されるよう努めます。
- この他にも、吹田市社会福祉協議会の施設連絡会が実施する地域への施設開放など、民間主体の取組が有効に活用されるよう周知等に取り組みます。

関連する主な事業

- 総合福祉会館管理事業
- など

施策の方向 3

暮らしと健康を支える福祉サービスの充実

I 福祉や子供・子育てに関する制度の充実

取組の方向性

- 地域での暮らしの課題の軽減・解決を図るため、吹田健やか年輪プラン、障がい福祉計画や子ども・子育て支援事業計画などに基づき、各分野で制度的な対応に着実に取り組むとともに、サービス提供体制の整備を進めるなど、行政の責務として、福祉や子供・子育てに関する施策の充実を図ります。

関連する主な事業

- 生活困窮者自立支援事業
 - 高齢者福祉施設補助事業
 - 包括的支援・社会保障充実事業
 - 障害者生活支援事業
 - 自立支援給付事業
 - 妊娠・出産包括支援事業
 - 母子健診事業
 - 子ども医療費助成事業
 - ひとり親家庭医療費助成事業
 - のびのび子育てプラザ
子育て支援事業
- など

2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

取組の方向性

- 健康すいた21や健康寿命延伸にかかる府内基本方針に基づき、健診などの保健サービスの充実や安心して医療が受けられるための地域医療体制の充実など、保健・医療サービスの充実を図るとともに、日々のくらしの中で、市民が意識しなくとも健康づくりに取り組める仕掛けや、まちぐるみで自然と健康になれる環境づくりを進めます。
- 本市の特色でもある北大阪健康医療都市(健都)に集積する資源を最大限活用し、産学官民の共創により、健都を含む市全体で健康・医療のまちづくりを加速させます。

関連する主な事業

- 介護予防事業
- 高齢者フレイル等予防推進事業
- 保健推進事業
- 健康診査事業
- 特定健康診査等事業
- 検診事業
- 精神保健事業

など

3 青少年の健全育成

取組の方向性

- 青少年に関わる団体の協力を得ながら社会性や自立性を育むための地域での様々な活動や体験の機会の提供、また、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、様々な課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図るなど、青少年の健全育成に向けた取組を進めます。

関連する主な事業

- 青少年育成事業
- 青少年指導事業

など

4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

取組の方向性

- 今後も、あらゆる人が安心して移動でき、社会参加しやすい環境の整備に努めるとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが暮らしやすい生活環境の形成に向けた取組を推進します。
- より良い施設を長期的に安定して供給できるよう、計画的に公共施設の最適化を進めます。

関連する主な事業

- 資産経営事業
- 住宅政策事業
- 公共交通施設等対策事業
- 広報事業

など

5 就労と働きやすい環境づくりへの支援

取組の方向性

- J O B ナビすいたの活用や関係機関との連携により、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。
- 労働時間の短縮や休暇の取得推進について広く啓発を行います。

関連する主な事業

- 地域就労支援事業
- 障害者社会参加促進事業

など

第4次吹田市地域福祉計画【概要版】

発行年月 2022年3月
発 行 吹田市
編 集 吹田市 福祉部 福祉総務室
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話:06-6384-1231(代表)
E-mail:fuksomu@city.suita.osaka.jp

この冊子は1,100部発行し、1部あたり60円です。

